令和７年（フ）第５０３号
愛知県岡崎市能見通２丁目８番地　茶臼山ハイツ　901　、前住所愛知県岡崎市伊賀町字５丁目64番地２
破産者　吉田　彩香
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
愛知県西尾市中畑町宮東27番地５
破産者　中村勇二郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９０号
愛知県岡崎市赤渋町字下河原50番地　レグルスボーグ　202
破産者　市川明美こと　ＺＨＯＵ　ＱＩＯＮＧ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
愛知県豊田市若草町２丁目16番地２　老人ホーム若草苑、前住所愛知県豊田市東梅坪町10丁目４番地16　ユニーブル梅坪506号
破産者　林　　絹代
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１５３７号
大阪府寝屋川市黒原橘町29番３号
破産者　大槻　　拓
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７０８号
大阪府箕面市粟生新家２丁目12番11号
破産者　柳瀬　俊二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第１０９４号
堺市西区上野芝町３丁６番12―410号、住民票上の住所大阪市住吉区長居１丁目２番17―303号
破産者　細見　信夫
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１６７号
大阪府南河内郡河南町大字白木905番地、開始決定時の住所大阪府南河内郡太子町大字山田129番地の16
破産者　北川通商こと　北川　柳市
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
堺市中区深井中町479番地６
破産者　小松　もえ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１６号
堺市東区中茶屋100番地２　グラン・ドムール北野田802号
破産者　奥田　美樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４０３号
神戸市中央区花隈町27番２号　ロイヤルコーポ花隈401、従前の住所兵庫県尼崎市昭和通６丁目214番地　201
破産者　鷹野　翔基
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９３号
神戸市兵庫区夢野町４丁目３番13号　アメニティホーム夢野、従前の住所神戸市兵庫区小河通１丁目１番28号　キャナルハイツ103
破産者　ごてん家こと　田中　浩二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２号
神戸市西区王塚台４丁目42番地　ハイツ王塚202号
破産者　東良沙代子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第３２９号
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野400番地の３
破産者　小田　哲也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第３３０号
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野400番地の３
破産者　小田　俊子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾252番地８
破産者　大和肉鶏613ＴｏＲｉＫｏこと　北島美咲子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
岡山市南区福島二丁目20番１号
破産者　橋本　政勝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６７号
岡山市北区学南町一丁目５番13号　オルセーメゾン山川Ｄ棟203号、開始決定時の住所岡山市北区花尻みどり町11番地110　ベール花尻Ｂ201
破産者　田中　雄大
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部